

I Bワールドスクールのための規則： ディプロマプログラム

ディプロマプログラム (DP)

IBワールドスクールのための規則：ディプロマプログラム

2014年4月に発行の英文原本 *Rules for IB World Schools: Diploma Programme* の日本語版
2015年11月発行

本資料の翻訳・刊行にあたり、
文部科学省より多大なご支援をいただいたことに感謝いたします。

注：本資料に記載されている内容は、英文原本の発行時の情報に基づいています。

非営利教育財団 国際バカロレア機構
(International Baccalaureate Organization)
15 Route des Morillons, 1218 Le Grand-Saconnex, Geneva, Switzerland

発行所
International Baccalaureate Organization (UK) Ltd
Peterson House, Malthouse Avenue, Cardiff Gate
Cardiff, Wales CF23 8GL, United Kingdom

ウェブサイト：www.ibo.org

© International Baccalaureate Organization 2015

国際バカロレア機構（以下、「IB」という。）は、より良い、より平和な世界の実現を目指して、チャレンジに満ちた4つの質の高い教育プログラムを世界中の学校に提供しています。本資料は、そうしたプログラムを支援することを目的に作成されました。

IBは、資料の中で利用する多様な情報源について、情報の正確さと信憑性を確認します。ウィキペディアのようなコミュニティーベースの知識源を使用する際には、特に留意します。IBは知的財産の原則を尊重し、利用する著作物すべてについて刊行前に著作権者を特定し、許諾を得るよう常に努力します。IBは、本資料で利用した著作物に対して許諾をいただいたことに感謝するとともに、誤記および遺漏がありました場合には、可能な限り早急に訂正いたします。

本資料に関するすべての権利はIBに帰属します。法令またはIB内部規則もしくは方針に明記されていない限り、IBの事前承諾書なしに、本書のいかなる部分も、形式と手段を問わず、複製、検索システムへの保存、送信を禁じます。詳しくはwww.ibo.org/copyrightをご覧ください。

IBの商品と刊行物は、IBストア (<http://store.ibo.org>) でお求めください。ご注文については、販売・マーケティング部にお問い合わせください。

電子メール：sales@ibo.org

International Baccalaureate、Baccalauréat International および Bachillerato Internacional は、International Baccalaureate Organization の登録商標です。

第1条：適用範囲

- 1.1 国際バカロレア機構（以降、その関連団体も含めて「IB機構」と称する）は、国際的な教育のために、初等教育プログラム（PYP）、中等教育プログラム（MYP）、ディプロマプログラム（DP）、およびキャリア関連プログラム（CP）という4つのプログラム（以降、まとめて「IBプログラム」と称する）を策定・提供している団体である。本機構は、これら4つのプログラムの1つ以上を生徒（「IB資格取得志願者」：以降、「志願者」と称する）に対して実施するIBワールドスクール（以降、「学校」と称する）を認定する。
- 1.2 連続したIBプログラムを実施する学校は、それらのプログラムの間に空白の期間を挟まずに実施しなければならない。
- 1.3 本資料は、DP実施の認定を受けた学校に適用される規則を説明する。
- 1.4 本資料における「法的保護者」とは、DPに登録された志願者の保護責任を有する親および個人を意味する。志願者が法定年齢に達している場合は、本資料で規定されている学校の法的保護者に対する義務が、当該志願者に対しても適用される。

第2条：IB機構の要件の受諾

学校は、本プログラムの実施を統制している以下の資料に従うことに同意する。

1. 『*Rules for IB World Schools: Diploma Programme*（IBワールドスクールのための規則：ディプロマプログラム）』（本資料）
2. 『*General regulations: Diploma Programme*（一般規則：ディプロマプログラム）』
3. 『プログラムの基準と実践要綱』
4. 『DP手順ハンドブック』（以降、「ハンドブック」と称する）
5. IB機構の資料『*Rules and policy for use of IB intellectual property*（IBの知的財産権使用のための規則と方針）』（ウェブサイトに掲載）、およびオンラインの利用規約

また、以下のプログラム要件にも従うことに同意する。

6. 『*The Diploma Programme: From principles into practice*（DP：原則から実践へ）』

第3条：IB機構の機能とプログラムについて

- 3.1 IB機構は、学校からは独立した存在である。学校は、関連当局と法的保護者に対し、以下のことを通知しなければならない。
 - a. DPの実施と教育の品質に対する全責任は学校が負うものとする。
 - b. DPの実施や教育の品質に欠陥がある場合、その全責任は学校が負うものとする。

c. 国際バカロレアのディプロマ（以降、「IBディプロマ」と称する）やディプロマプログラムのコース成績を授与する権限は、IB機構にのみあり、学校にはないものとする。

3.2 学校は、実施の認定を受けたIBプログラムに関してのみ、第9.4条に従って「IBワールドスクール」と称することができ、また「IBワールドスクール」のロゴを使用できる。この資格は、学校の認定期間中に限って与えられ、認定期間が終了するか認定が取り消された場合は自動的に無効となる。また、いかなる場合もIB機構のロゴの使用権が学校に与えられることはない。

第4条：IB機構の責任

- 4.1 IB機構は、『*Rules for IB World Schools: Diploma Programme*（IBワールドスクールのための規則：ディプロマプログラム）』（本資料）に定められた条件に従って学校がDPを実施し、関連する資料を使用することを許可する。
- 4.2 IB機構は、5月と11月の試験計画をはじめとする評価手順を策定し、すべての形式の評価の完全性と安全性を確保するため、あらゆる合理的な措置を講じる。

第5条：学校の責任

- 5.1 学校は、地域と国の法律に従ってDPを実施できることを保証する責任を負う。
- 5.2 学校は、志願者に対して提供する支援、およびDPの教育のために提供する支援の品質について責任をもち、何らかの欠陥のために志願者や法的保護者が法的手段に訴えた場合にも、IB機構を免責することを約束する。
- 5.3 学校は、IB機構の要件に従ってDPのために適切な資金を用意し、DPを効果的に実施し管理しなければならない。
- 5.4 学校は、DPの実施を管理するDPコーディネーターを指名しなければならない。そのコーディネーターは、IBの使用言語（英語、フランス語、スペイン語）のいずれかに堪能でなければならない。
- 5.5 学校は、必要に応じてIB認定の教員研修を教師と管理者が受けるようにしなければならない。教員研修の最低要件は、IB資料『*Programme evaluation guide and self-study questionnaire: Diploma Programme*（プログラム評価の手引きおよび自主学習のアンケート）』に記載されている。
- 5.6 IB機構は、すべての児童生徒に対して、IBワールドスクールを通じてIBプログラムを提供している。いかなる児童生徒も、法律で禁止されているように、人種、国籍、出身国、民族、文化、性別、年齢、性的指向、宗教、政治的信念、身体障害、そのほか個人的特徴を理由として、IB機構から排除されることはない。学校は、この規則に従って、IBのこの方針に従うための義務を果たさなければならない。

- 5.7 IB機構は、学校とIB機構が定めた学問的な要件を満たし、IBの試験セッションの費用を支払って登録したすべての志願者に対して、IBワールドスクールを通じて評価を提供している。法律で定められている通り、いかなる志願者も、人種、国籍、出身国、民族、文化、性別、年齢、性的指向、宗教、政治的信念、身体障害、そのほかの個人的特徴を理由として、IB機構から排除されることはない。学校は、この規則に従って、IBのこの方針に従うための義務を果たさなければならない。
- 5.8 学習支援が必要な志願者をDPに登録できるようにするかどうかを判断するのは、学校の責任である。学校は、学習支援が必要な志願者のためにIB機構が推奨しているインクルーシブな評価方法について、法的保護者と志願者に確実に告知しなければならない。学校は、インクルーシブな教育についてのIB資料やハンドブックで説明されている方針と手順に従って、学習支援が必要な志願者のためのインクルーシブな評価方法を使用することが許可されるものとする。
- 5.9 学校は、プログラム実施の目的のためにIB機構が発行する資料に従ってプログラムを実施しなければならない。
- 5.10 学校は、DPの手引きと参考資料に記載されているカリキュラムと評価要件をDPの教師が確実に知っているようにしなければならない。このために、関係する最新のDPの手引きと参考資料に教師がアクセスできるようにすることが、学校の責任である。
- 5.11 志願者は、ハンドブックに記載された期日までに、試験セッションに正確に登録しなければならない。学校は、ハンドブックに記載された手順に従って、学校の責任となる評価要素を確実に忠実に実施しなければならない。
- 5.12 学校は、志願者と法的保護者に対して、以下の責任を負う。
- 志願者がDPに登録した時点から、『*General regulations: Diploma Programme* (一般的規則：ディプロマプログラム)』を参照できるようにする
 - 一般的規則とDPのすべての要件、特にカリキュラム内容、関連する評価要素、およびDPに適用される制限や禁止事項を通知する
 - 学校によるDPの実施方法を通知する
 - IB機構が提供しているサービスについて通知する
- 5.13 学校は、『*General regulations: Diploma Programme* (一般的規則：ディプロマプログラム)』を受領していないことを理由として志願者や法的保護者が法的手段に訴えた場合にも、IB機構を免責することを約束する。
- 5.14 学校は、IB機構が設定している現行の料金表、指定の通貨、および日程表に従って、すべての費用が支払われるよう確認しなければならない。費用が支払われない場合、IB機構は、当該校の志願者の成績を保留とする。
- 5.15 学校は、セキュリティで保護されたIB機構のオンラインサービスを使用するために、ユーザー名とパスワードの割り当ておよび使用を管理し、利用規約を教師に知らせなければならない。

-
- 5.16 学校は、管理や組織の体制に大きな変化があった場合、I B機構に通知しなければならない。I B機構は、その変化によってプログラムの実施に影響があり得ると判断した場合、学校を訪問することがある。この学校訪問の費用は、I B機構の関連方針に従って、学校が負担する。
- 5.17 DPコーディネーターは、5月と11月の筆記試験の期間中および成績の通知時に必ず勤務し、すべての志願者が成績を受け取ったことを確認しなければならない。また、学校は、成績が志願者に通知された後、志願者の代理として成績照会サービスをリクエストしたり、必要に応じて次回の試験セッションに登録したりする担当者に連絡できるようにしなければならない。この担当者は、コーディネーターまたはそれ以外の者として行うことができる。
- 5.18 学校は、志願者がDPの評価要件をすべて満たしていることを確認する責任を負うものとする。志願者がこれらの要件を満たしていない場合、当該科目や当該要件の成績は授与されない。
- 5.19 学校は、これから行われる試験セッションのためにI B機構が用意する解答用紙その他と問題用紙を安全に保管する責任を負うものとする。これらの資材の安全な保管手順が守られなかった場合、学校は、I Bアンサーを介して直ちにI B機構に通知しなければならない。学校は、その状況について報告書と他の関連情報をI B機構に提出し、また調査と対応にあたるI B機構に適宜協力しなければならない。

第6条：プログラム評価手順、検査、学校訪問

- 6.1 学校におけるDPの実施状況の評価は、最初の認定後5年ごとに行われる。学校は、この評価プロセスの一環として自己評価を実施しなければならない。I B機構は、評価中の学校を訪問する権利を保有する。
- 6.2 学校は、評価報告書に記載される推奨事項に対応するための行動をとらなければならない。直ちに対処が必要な事項を通知された学校は、報告書に記載された期限までにその問題を解決しなければならない。
- 6.3 学校は、DPの実施に関連して、I B機構の代表者の訪問を受け入れなければならない。その種の学校訪問は、合理的な事前予告のうえで随時行われ、費用は学校が負担する。
- 6.4 I B機構は、試験期間中に事前予告なく学校を検査し、『*General regulations: Diploma Programme* (一般的規則:ディプロマプログラム)』とハンドブックの順守状況をモニターする。

第7条：大学からの入学資格としての認定

- 7.1 I B機構は、大学や他の高等教育機関への入学資格としてI Bディプロマが広く認定・受理されるようにするため積極的に活動しているが、個々の教育機関や国の当局が定める要件は、I B機構の手の届かないところで変更されている。このため学校は、個別の大学や国の関連当局からI Bディプロマが認定されるかどうかは保証できないことを、登録申込書やプロモーション資料などの関連文書を通じて、すべての志願者と法的保護者に明確にする義務がある。また、学校は、国や大学から認定されるために特定の要件（科目の選択を含む）がある場合、そのすべてのケースにおいて、そうした要件を志願者と法的保護者に知らせる責任を負うものとする。
- 7.2 前記の点を志願者と法的保護者に通知しなかった場合、それに起因する結果についての責任はすべて学校にある。また、その結果として志願者や法的保護者が法的手段に訴えた場合にも、学校は、I B機構を免責することを約束する。

第8条：ディプロマプログラムのオンラインコース

- 8.1 I B機構は、教室でのコースとI B機構の認定したオンラインコースを組み合わせ、学校が志願者にDPを提供することを許可する。I B機構は、オンラインコースの開発と配信に関するI B機構の基準に則って、オンラインコースの提供者を承認しモニターする。
- 8.2 I B機構の認定したDPオンラインコースを学校が提供することにした場合、学校は、適切な訓練を受けた担当者が現場コーディネーターの役割を果たすよう図らなければならない。
- 8.3 学校は、DPオンラインコースに登録したすべての志願者に対し、教室コースに登録した志願者と同じI B機構の要件に従う必要があることを通知しなければならない。
- 8.4 学校は、I B機構の認定したオンラインコースへの志願者の登録、およびその志願者への試験の実施の責任を負うものとする。

第9条：I B機構の知的財産権

- 9.1 I B機構は、すべてのI Bプログラムのカリキュラムと評価の内容、およびI B機構が作成し発行するあらゆる形式のすべての資料について、所有権と著作権を独占的に保有する。

- 9.2 I B機構は、法人のロゴと「I Bワールドスクール」のロゴを含むすべての登録商標、および「International Baccalaureate」、「Baccalauréat International」、「Bachillerato Internacional」、「I B」の文字商標を保有する。このため学校が、I B機構以外のコースを特定または言及するために上記の商標を使用することは認められない。
- 9.3 I B機構は、学校の認定時に当該校に対し、D Pの教育を実施し、またI B機構が提供する関連資料を使用するための非独占的ライセンスを付与する。このライセンスは、I B機構の『*Rules and policy for use of IB intellectual property*（I Bの知的財産権使用のための規則と方針）』、および定期的に更新されるオンラインの利用規約に従って使用されなければならない。このライセンスは当該校内でのプログラムの実施に限って有効である。
- 9.4 D Pの教育の実施が認められた学校は、以下の非独占的ライセンスも付与される。このライセンスは、I B機構の『*Rules and policy for use of IB intellectual property*（I Bの知的財産権使用のための規則と方針）』、およびオンラインの利用規約に従って使用されなければならない。
- 当該校で実施を認められたI Bプログラムに関連する紙資料、発行物、ウェブサイト、および非営利目的のプロモーショングッズの類で「I Bワールドスクール」のロゴを使用するためのライセンス
 - I B機構のD Pサブブランドのロゴとプログラムモデルの図解を、変更、追加、修正せずに使用するためのライセンス
 - 当該校が3つ以上のI Bプログラムを提供する場合は、「I B一貫教育」のロゴを使用するためのライセンス
 - プログラムの公式文書を一部または全部コピーして教師が使用する、さらにコピーや抜粋をアクセス制限のかかった学校のウェブサイトに掲載して指導と情報提供の目的で学校コミュニティが使用できるようにするためのライセンス
 - 志願者による使用または法的保護者への通知を唯一の目的として、I B機構が作成した資料をコピーするためのライセンス（ただし、これから行われる試験セッションの問題用紙と資料は除外される。これらはいかなる場合もコピーまたは複製してはならない）
- 9.5 上記の場合を除いて、学校は、I B機構からの書面による事前許可がないかぎり、I B機構からのいかなる資料も複製してはならず、またそのロゴをいかなる形式においても使用してはならない。
- 9.6 第9.3条と第9.4条で認められる権利はすべて、学校の認定が有効な期間のみ付与され、認定が失効した場合は自動的に無効となる。

第 10 条： I B 機構に提出された成果物の著作権

- 10.1 志願者が作成する種々の形式の成果物は、評価要件の一部として I B 機構に提出される。こうした評価のための成果物（以降、「成果物」と称する）には、あらゆる形式の著作物、視聴覚資料、コンピュータープログラム、データなどが含まれ、場合によっては志願者の画像や音声が含まれることがある。
- 10.2 志願者は、評価目的で提出したすべての成果物の著作権を保有するが、それらの成果物を提出することにより、第 10.4 条が適用された範囲内で、当該国や地域の著作権保護期間にわたって、以下の非独占的・全世界的・無償ライセンスを I B 機構に付与することになる：評価、教育、研修、および I B 機構の活動や I B 機構が認定する活動に関連したプロモーションを目的として、提出された成果物を複製するためのライセンス、視聴覚資料に志願者の画像や音声が含まれている場合はそれらを使用するためのライセンス、さらに評価目的で行われたあらゆる媒体の音楽演奏を複製するためのライセンス。これらのライセンスは、I B 機構への提出日より有効となる。
- 10.3 I B 機構は、評価以外の目的でこれらの成果物を使用する際、成果物を特定の必要性のために改変、翻訳、変更することがあり、またほとんどの場合は、印刷や電子形式で発行する前に匿名化するものとする。発行の目的が成果物の水準の高さに焦点をあてることである場合は、提出した志願者と学校を特定することがあり、その場合は学校に事前に通知するものとする。学校には、提出した志願者に通知するためのあらゆる努力を講じることが求められている。
- 10.4 特別な事情がある場合は、志願者や法的保護者が要請することにより、志願者の成果物を評価以外の目的で使用するためのライセンスの一部を、特定の成果物について取り消すことができる。その場合は、ハンドブックに記載された手順に従って I B 機構に通知しなければならない。志願者は、学校の DP コーディネーターに書面通知を提出し、DP コーディネーターは、ハンドブックに記載された期日までに I B 機構に通知する義務がある。この場合、I B 機構は、第 10.5 条に従って当該成果物を評価目的にのみ使用するものとする。
- 10.5 I B 機構は、成果物が評価目的で提出された際に付与されるライセンスに基づいて、当該成果物を電子的にスキャンし、保管し、またあらゆる媒体でそれを複製することにより、試験官、モデレーター、または評価プロセスとその後の不服申し立てにかかわる者（第三者業者やサービス提供者を含む）に成果物を送ることができるものとする。また、成果物は、試験官の研修でも使用されることがある。志願者の成果物を評価以外の目的で使用するためのライセンスの一部を志願者が取り消した場合は、当該成果物が I B 機構の発行物に掲載されたり商業目的やプロモーション目的に使用されたりすることはないものとする。

-
- 10.6 志願者の成果物には、教師が雇用契約の条件に基づいて作成し、学校が著作権を保有する評価課題が含まれていることがある。そうした成果物を提出することにより、学校は、当該国や地域の著作権保護期間にわたって、以下の非独占的・全世界的・無償ライセンスを I B 機構に付与することになる：評価、教育、研修、および I B 機構の活動や I B 機構が認定する活動に関連したプロモーションを目的として、提出された成果物をあらゆる媒体で複製するためのライセンス。これらのライセンスは、I B 機構への提出日より有効となる。
- 10.7 I B 機構に提出される成果物に第三者の著作権物が含まれている場合は、提出時にその出典情報を含めることで、必要に応じて I B 機構が著作権保有者に使用許可を求められるようにすべきである。

第 11 条：志願者のデータと学校情報の使用

11.1 志願者のデータ

- a. 『*Rules for IB World Schools: Diploma Programme* (I B ワールドスクールのための規則：ディプロマプログラム)』(本資料)における「志願者のデータ」とは、単独または氏名、住所、メールアドレス、生年月日、電話番号、金融関連情報、評価結果、成果物、画像、音声、心身の健康情報などと組み合わせることで志願者を特定したり特定を可能にしたりする、志願者についてのあらゆる情報またはデータを指す。
- b. I B 機構は、世界各地で事業展開していて、個人データ、個人情報、プライバシーに関するさまざまな法的要件に従う必要があるため、志願者のデータの保護は全世界で統一的に管理している。学校は、世界各地にあり、それぞれの所在国において、志願者のデータの保護やプライバシーに関する法規制に従う必要がある。このため学校は、志願者のデータに関係する当該国のデータ保護法やプライバシー関連法を順守し、それらの法律の順守にあたって I B 機構と協力することを、I B 機構に対して表明し保証するものとする。
- c. I B 機構は、学校に適用されるデータ保護法やプライバシー関連法を学校が順守しているかどうかについて責任を負わない。また、学校は、データ保護法やプライバシー関連法に関して志願者や法的保護者が法的手段に訴えた場合にも、I B 機構を免責することを約束する。
- d. 学校は、適用される可能性のあるすべてのデータ保護法やプライバシー関連法に則って志願者のデータの収集、処理、および I B 機構との共有を行うことを、I B 機構に対して表明し保証するものとする。学校は、下記の第 11.1 条 (f) 項に示した目的で志願者のデータを処理することについて志願者または法的保護者から明示的な同意を求めることを、適用されるデータ保護法やプライバシー関連法で要求される範囲内で約束する。

- e. 学校は、下記の第 11.1 条（f）項に示した目的で収集した志願者のデータをその目的のためにのみ使用または処理することを、当該国の適用法で要求される範囲内で約束する。さらに、志願者のデータを不正または違法な処理、過失による損失、破壊、損傷、改変、開示から守るために適切な技術的・組織的な措置を講じたこと、および志願者のデータを取り扱う職員全員の信頼性と法律の順守を確認するために合理的な措置を講じたことを、適用法で要求される範囲内で約束する。
- f. 志願者のデータは、以下の目的で使用されることがある。
- DP に志願者を登録し、志願者と学校のために DP とその要件を管理するため。これには、評価に際して配慮が必要かどうかを見極めるための個人の機密データが含まれる。
 - 志願者と学校に対して DP の支援とサービスを提供するため。具体的には、ウェブサイトのサービス、オンラインフォーラム、評価サービスと評価に際しての配慮、志願者に対するオンラインコースの提供、さらに志願者と学校が高等教育機関（大学または高等教育機関の入学許可に携わる行政当局など）に情報提供する際の支援が含まれる。
 - IB 機構の使命に関する調査と統計分析のため。これには、評価と結果についての調査や DP の有効性の調査が含まれる。
 - IB 機構の宣伝とプロモーションのため（現役生や卒業生のネットワーク、およびソーシャルメディアのプラットフォーム）。
 - 教育や訓練のため、および商業目的や他の適合する目的のため。
 - 志願者や学校との取引を実行し処理するため。
 - 法令、規制、報告、および / または法律にかかわる義務を履行するため。
- g. 学校は、学校や IB 機構が上記の目的で志願者のデータを最初に収集した国から他の国に転送する可能性があることを志願者または法的保護者に完全かつ十分に知らせ、また明示的な同意を求めることを、データ保護法やプライバシー関連法で要求される範囲内で約束するものとする。転送先は、データを最初に収集した国と比べて十分で、適切な、すなわち同等なレベルのデータ保護が存在しない国である可能性や、また場合によっては第三国である可能性もある。学校は、志願者のデータが転送される可能性のある第三者について、適用法で要求される範囲内で志願者に知らせるものとする。IB 機構に関係する第三者には、学校、認定されたオンラインコース提供者、高等教育機関（大学または高等教育機関への入学許可に携わる行政当局など）、教育分野の省庁、評価サービス提供者（試験官、モデレーター、第三者業者、評価プロセスとその後の不服申し立てにかかわる者など）、さらに IB 機構の請負業者が含まれる。学校は、すべてのデータ転送に際し、国際データ転送とその後のデータ転送を統制している要件を順守することを確認する。また、学校から IB 機構に転送されるあらゆる志願者のデータが上記のように

転送される可能性があり、それが志願者のプライバシーやデータ保護権を侵害するものではないことを、I B機構に対して表明し保証する。

- h. 志願者や法的保護者は、志願者や学校に適用されるデータ保護法やプライバシー関連法で認められる範囲内で、学校が自分についてどのような性質のデータを処理しているかについて問い合わせることができる。学校は、現地の法的要件に従って、志願者や法的保護者がその要請を学校に送れるようにすることを約束するものとする。また、I B機構が志願者や法的保護者から志願者のデータに関する要請を受け取った場合は、学校が、I B機構に対して完全なる協力と支援を提供することを約束するものとする。

11.2 学校情報

- a. 「学校情報」とは、個別の学校を特定することのできる学校についてのあらゆる情報、またはI Bワールドスクールとして認定を受けその認定を維持するためのプロセスに関係する学校についてのあらゆる情報を指す。これには、学校が候補校だった間に収集された資料、学校の認定プロセス、I B機構による学校のI Bプログラムの評価、候補校登録、学校レベルの評価結果（個々の志願者に関係しない合格率や登録率などのデータ）が含まれる。
- b. I B機構は、学校がI B機構に対して初めて連絡してきた時点以降、その学校から提供された情報をすべて所有する。学校は、I Bプログラムとその使命に関係するさまざまな目的でI B機構が学校情報を使用し開示する可能性があることを認識し同意する。その目的には、プログラムの実施とその影響の調査、統計分析（試験結果の分析や志願者の大学進学後の動向調査など）、教職員養成および研修、プロモーションおよびマーケティング目的などが含まれる。さらに、学校は、これらの目的に関して学校情報が第三者（オンラインコース提供者、I B機構が契約または出資している独立研究者、I B教育者ネットワークの請負業者など）に転送または開示される可能性があることも認識し同意するものとする。
- c. I B機構は、学校が機密と考える情報が学校情報に含まれている可能性があることを認識している。このため、I B機構は、学校情報の機密を保持し、学校情報について相当な注意を払うとともに、I B機構の機密情報を取り扱う際と同じ安全対策を施するものとする。
- d. 学校は、I B機構が学校情報に加え、学校と職員（コーディネーターや教師）についての個人情報（適用されるデータ保護法で個人データと見なされるもの）も収集・処理・使用する可能性があることに同意する。この目的は、学校との関係やDPを管理し、またネットワークとシステムのセキュリティを管理することである。さらに、学校は、I B機構がそれらのデータを他の事業体や最初に収集した国から他の国に転送する可能性があることに同意する。転送先は、データを最初に収集した国と比べて適切または同等なレベル

のデータ保護が適用法の下で存在しない国である場合もある。このような国際的な転送は、IB機構が本資料で定めた権利と義務を遂行するために不可欠である。IB機構は、そうした転送が国際データ転送とその後のデータ転送を統制している要件に則って行われることを、要求される範囲内で確認する。

第12条：認定の取り消し

- 12.1 DP教育を実施するための認定は、IBが独自の裁量により以下の判断を下した場合、取り消されることがある。
- a. 学校が、規則で定められた義務を怠った。
 - b. 学校が、『プログラムの基準と実践要綱』およびプログラム要件を満たしたことを十分に実証しなかった。
 - c. 学校が、本資料および関連するIB機構の資料に記載されたとおりにプログラムを実施するという要件を満たさなかった。
 - d. 学校が、IB機構の知的財産権を不正使用した。または、IB機構の知的財産権を保護し、IB機構の資料『*Rules and policy for use of IB intellectual property* (IBの知的財産権使用のための規則と方針)』およびオンラインの利用規約に違反する使用を防止するための合理的な対策をとらなかった。
 - e. IB機構への料金が支払われないままになっている。
 - f. 学校が、『*Rules for IB World Schools: Diploma Programme* (IBワールドスクールのための規則：ディプロマプログラム)』(本資料)の標準改訂、すなわちIB機構が決定しすべての学校に適用される改訂の受諾を拒否した。
- 12.2 いずれの場合も、6カ月以内の修正を求める書面通知が学校に送付され、学校が修正しなかった場合に認定が取り消される。
- 12.3 DPの実施認定を取り消す決定はすべて、IB機構の最高責任者によって下される。最高責任者の決定に対して異議を申し立てることはできず、決定は次年度の開始時から発効する。

第13条：学校による解約

学校は、DPを実施するための認定を解約することができ、IB機構との協議のうえで学校が定めた日付から発効する。ただし、プログラムに登録済みの生徒が試験を受け成績を付与される機会を与えられるまでは、DPは継続される。IB機構への料金は、合意された解約日まで発生する。

第 14 条：学校名と学校の登録認可

- 14.1 いかなる形式または言語であっても「国際バカロレア」、「IB」、「ワールドスクール」を含んだ学校名の学校や、それらの表現を含んだ商標を取得したか、もしくは出願中の学校は、IB機構からIBワールドスクールとして認定されない。学校は、学校名を変更した場合、IB機構に通知しなければならない。
- 14.2 学校は、本プログラムの対象年齢の教育を提供する資格を有した法人（営利、非営利、私立、公立を問わず）としての登録を維持し、かつ現地当局または認可を受けた独立認証機関から必要に応じて認可を取得していなければならない。学校は、法人としての登録認可に変更があった場合、IB機構に通知しなければならない。

第 15 条：複数のキャンパスをもつ学校

- 15.1 複数のキャンパスをもつ学校は、通常、それぞれのキャンパスが個別のIBワールドスクールと見なされる。
- 15.2 IB機構は、複数のキャンパスをもつ学校で1つのプログラムの実施を認める場合がある。これは通常、キャンパスの距離が近いなど物理的な理由からである。複数のキャンパスをもつ学校が認定と料金の観点から1つの学校と見なされるには、以下の条件をすべて満たす必要がある。
- 法律および現地の登録において、すべてのキャンパスが1つの学校を構成していると認識されている。
 - 1人の責任者が、すべてのキャンパスにわたる日々の教育業務を統括し、職員と場合によっては現地当局からも、そのように認識されている。
 - すべてのキャンパスが、組織体制や授業料などを含め、同じ規則で運営されている。
 - 1人のIBプログラムコーディネーターが、すべてのキャンパスを合わせたプログラムの日々の業務を司っている。
 - すべてのキャンパスにわたって、プログラムが垂直・水平方向に統合されている。
 - すべてのキャンパスの職員が頻繁に会合を開いて、協働設計を実践している。
- 15.3 IB機構は、複数のキャンパスをもつ1つの学校と見なすかどうかを決定する権利を保有する。

第 16 条：準拠法

『*Rules for IB World Schools: Diploma Programme* (IBワールドスクールのための規則:ディプロマプログラム)』(本資料) およびDPの実施に関する他のすべての資料は、スイスの法律によって統制され解釈される。これに際しては、他の地域や国に実在する法律の適用を義務づけたり許可したりする法律や類似する規則や規定への抵触は考慮されない。

第 17 条：紛争の調停

解釈、妥当性、不履行、解約などをはじめ、これらの規則から発生する、またはこれらの規則に関連して発生する紛争、論争、請求は、ジュネーブ商工会議所の国際仲裁に関するスイス規定（以降、「規定」と称する）に従って最終的に解決され、規定に則って調停通知が提出された日に発効する。仲裁人は1人、仲裁地はジュネーブとし、調停手続きは英語で行われる。当事者は、調停手続きに際して、許可される範囲内で情報技術システムと電子コミュニケーションを使用することに同意する。

第 18 条：発効日と有効期間

『*Rules for IB World Schools: Diploma Programme* (IBワールドスクールのための規則:ディプロマプログラム)』(本資料) の本バージョンは、5月セッションの学校では2014年9月1日に発効し、2014年8・9月からプログラムに登録するすべての志願者に適用される。11月セッションの学校では2015年1月1日に発効し、2015年1・2月からプログラムに登録するすべての志願者に適用される。本資料の本バージョンは、改訂されるまでの間、すべての学校に適用され続ける。